平成２４年（フ）第３０６号
奈良県香芝市五位堂２丁目572番地２　ロイヤルハイツ杉田206号、前住所奈良県香芝市西真美１丁目33番地の５
債務者　木田餘人絵
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　英之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
千葉県鴨川市内浦67番地５　ダイアパレス小湊内Ａ302
債務者　大河原　久
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤石あゆ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２６８号
千葉県鴨川市内浦67番地５　ダイアパレス小湊内Ａ302
債務者　大河原志津子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤石あゆ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４４号
大分県杵築市山香町大字内河野1165番地２、申立前の住所大分県速見郡山香町大字内河野1165番地の２
債務者　箸尾　光正
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永松　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
鹿児島県鹿児島市西陵８丁目18番９号
債務者　中井　　聡
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４３２号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目33番62―25号
債務者　小原　由里
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
神奈川県逗子市池子２丁目19番1033号
債務者　竹中　啓絵（旧姓勝又）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７５号
函館市東山２丁目２番19号
債務者　齊藤志津子（旧姓築地）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６７号
秋田県横手市駅南１丁目１番26号　グランデール１番館103号
債務者　加藤　律子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６０９号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目３番35―305号
債務者　伊藤　直城
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７０３号
埼玉県狭山市笹井１丁目７番15―503号
債務者　保坂　俊男
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７２５号
埼玉県飯能市大字双柳974番地２
債務者　工藤　宏行
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７３６号
埼玉県入間市大字野田460番地１　ＬＭ204
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７３７号
埼玉県入間市大字野田460番地１　ＬＭ204
債務者　伊藤千代子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１７号
愛知県豊田市西中山町丸根32　ウイング21―Ａ105号室、住民票上の住所愛知県豊田市白川町向道1263番地37
債務者　糸平ゆう子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４０号
愛知県安城市二本木町東切替38番地
債務者　奥村　友美
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
三重県伊勢市小俣町明野339番地２
債務者　中世古久美子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係